



●文教委員会所管

河川沿いの区立校における水害を想定した防災教育の推進について

◆福田妙美 委員 これより公明党の質問をさせていただきます。

まず私からは、水害から子どもたちを守るためにということで質問をさせていただきます。

本日も他会派からも防災教育について多く質問がありましたけれども、東京都は二〇二〇年に向けて水害対策を促進させています。東京においては、都と区市町村で現在約百四十地点で降水量の観測を行っておりまして、平成二十六年の東京都豪雨対策基本方針では、昭和五十年代には時間五十ミリを超える降雨が観測されない年もあったのに対し、近年では二〇%以上の観測所で計測される年も多くなってきており、時間五十ミリを超える降雨の発生率は年々増加傾向にあるというふうに示されています。これはまさに温暖化を示しております。

ここ世田谷区におきましては、平成十七年九月、最大雨量時間五十ミリを超える集中豪雨により、仙川、野川の合流地点で河川氾濫がありました。それにより、鎌田地域を中心とした多くの世帯に床上浸水などの被害が起こり、喜多見小学校、砧南小学校でも十センチから三十センチの浸水被害がありました。その後、東京都は、都が管理をするこの仙川、野川の護岸整備を現在も実施しております。

ここで伺ってまいります。平成十七年のこの水害から、その後、教育委員会として何か対策を講じられたでしょうか。

◎浅野 教育総務課長 委員お話しのように、平成十七年九月の水害なのですが、これは大変大きな水害でございました。ですから、教育委員会も含めました区全体としましてですが、管理職の宿直による警戒待機を開始するとともに、多摩川流域の洪水時の避難場所を国分寺崖線上の高台に設定したり、要綱やマニュアルを整備しまして水防体制を強化いたしました。また、洪水に備えての地域住民の避難訓練に際しましては、総合支所が積極的に支援を行っております。

◆福田妙美 委員 今回の御答弁を伺いますと、教育委員会としてのハードとソフトの対策というところが少しかがえられないので、ちょっとまた伺っていきたいんですけども、教育委員会としてやはりハード、ソフトの対策というのが子どもたちの命を守っていくと思っております。ハザードマップを見ていきますと、野川と仙川が氾濫したときには、避難所として指定されている砧南中学校などでは五十センチ以上の浸水が予想されています。

こういったハザードマップをどこまで皆が真剣に受けとめていけるかということについても今触れたいんですけど、去年の鬼怒川の決壊がありました。そのときのことをいろいろと調べておりまして、常総市というところの市役所が——ちょっと市役所問題にもなっ



てしまいますが、市役所自身を三・一一以降に、五十年も老朽化しているので建てかえようということで、耐震化をメインにしておりました。それによって、水害という視点が抜け落ちていたということで、実はそのときに電気設備などが地上から三十センチのところにしかなかったもので、すぐに浸水被害を受けてしまい、機能しなかったということで、これが大きな問題にもなっておりました。

小学校とか中学校が災害対策本部というわけではありませんので、少し角度は違うかもしれませんが、避難所というような位置づけをされているのであれば、やはり区としての責務もあると思います。

江戸川区では、災害時に地域住民が逃げ込める緊急避難場所、また避難所として位置づけられた河川に近い小学校施設におきましては、氾濫等の水害のおそれのある地域に立地していることから、改築時などには必要な機能を整備しています。例えば屋内運動場——体育館ですけれども——及びこの備蓄倉庫を水害のおそれがない二階に設置をしたり、地域住民が二階に迅速に避難可能な屋外の階段の設置、また屋内運動場に発電機の取りつけ口を設置し、停電時も照明等が確保できるような整備に配慮をしております。国が示す学校施設整備指針には、受変電設備、また自家発電設備は津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要と示されております。

ここで伺ってまいります。区として、河川近くに立地する避難所となる学校施設における浸水対策は大変重要と考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎佐々木 教育施設課長 学校施設の浸水対策といたしましては、世田谷区豪雨対策基本方針に基づく流域対策の一環としまして、改築や増築の際には、区が定めた基準にのっとり、浸透ますや貯留槽など雨水流出抑制施設の設置を行っております。また、お話にございました受変電設備等につきましても、改築時や設備更新の機会を捉え、過去の浸水履歴を参考に、配置や高さに配慮して設置するなど、浸水対策を講じているところでございます。

河川沿いの学校につきましては、今後とも浸水対策を含め施設の安全確保に努めてまいります。

◆福田妙美 委員 今御答弁がありましたけれども、過去の浸水履歴等を参考にというふうになっておりましたけれども、先ほども話した常総市が、やはりハザードマップどおりに浸水をしたということ、ある意味、想定がそこまでできていなかったという現実がうかがわれますので、このハザードマップをどう受けとめて公共的な施設を整備していくのかということは重要かと思っておりますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

昨年の鬼怒川の決壊ですけれども、実は世田谷区の鎌田とか喜多見、宇奈根といったこの地域と少し似ているところが、西側には大きな一級河川があります。これが鬼怒川、そして東側には二級河川というか、私たちの地域でいえば、東京都が管理をしている野川、



仙川ですが、その鬼怒川の決壊のときに、ちょうど東側に小貝川という川がありました。実はそちらの氾濫のほうが早かったというように想定をしまして、地域住民の人はどちらに逃げようか、要は鬼怒川が決壊しなければ鬼怒川のほうに逃げようか、それとも鬼怒川が決壊するかもしれないので、そうしたら小貝川かということで、どちらの方向に逃げるかにまず混乱をしたということで、これが避難行動を鈍らせてしまったということもあります。また、まさか我が地域が浸水するなんてという想定外の声も多かったそうです。人生に経験のないことを想像して行動をとることの難しさが浮き彫りとなりました。

また、避難した人は何を判断基準として行動したのかといいますと、やはり一番には、自治体の警報を聞いて判断して逃げた。また、過去に浸水経験をした人はやはり逃げました。また最後には、周囲の人の逃げろとの声に促されて避難をしたということで、これらが避難行動につながっています。逆に孤立した人はその場所の浸水を予測できなかった、二階以上に移動すれば安全と思っていたといったこの判断が避難行動を鈍らせ、被害に遭ってしまったということです。これはやはりハザードマップの確認などもされていなかったこともあるかと思います。まして人生経験が少ない小さなお子様、小学生、また中学生の人たちには、これを想像することは本当に難しいことかと思えます。

その中で、昨年九月には、鬼怒川の決壊を機に、また関東・東北豪雨災害を踏まえて水防法の一部が改正され、多摩川水系の洪水浸水想定区域に新たな想定が加わりました。今まで板井委員も何度かこれを取り上げておられますが、今までこのハザードマップに掲載されている計画規模降雨に加えて、想定する最大規模の降雨による浸水想定区域というのが追加をされ、国土交通省が本年発表されました。これによりますと、被害がさらに広がっていくという様子がわかります。

浸水地域が拡大されれば、西に多摩川、東に野川、仙川、丸子川といったこの川に囲まれた喜多見・宇奈根・鎌田地域などでは、一層新たな浸水状況も伝えながら、どう避難するのかということをお伝え、訓練することの重要性を大変実感しております。多摩川が氾濫した場合、もしくは野川、仙川が氾濫した場合、どちらのほうに行動をとれば自分の命が守られるのか、いつも大人と一緒にいる場面ばかりではありません。自然災害が子どもたちだけで行動するときに来たとしても命を守る方法を伝えていくことが、子どもを水害から守ることになります。しかし、現在の学校での防災訓練などでは、地震や火災をメインとして対応しております。水害ならではの特徴的な場面を想定した訓練が大変重要かと思えます。

ここで、災害対策はハード対策とソフト対策とありますが、学校での防災教育、また防災訓練に水害への対策の必要性は教育委員会としてどのようにお考えでしょうか、区の見解をお聞かせください。

◎浅野 教育総務課長 学校で水害について防災教育を行うことは大変重要なことだと考えております。学校での防災教育ですけれども、防犯、災害、安全の三つの状況への対応



に視点を置き、実施しております。教科や特別活動の時間を捉えて、東京防災ノートなどを活用して行う防災教育ですが、座学と訓練を組み合わせることで教育効果を高めるよう努めております。

また、防災訓練ですけれども、特に子どもたちが実践する避難訓練は、全ての危機状況における集団行動のための訓練として欠かすことができないものです。このため、区立学校では、月一回以上、年十二回以上避難訓練を実施しております。その内容は、学校の立地条件や環境等を考慮し、さまざまな形態で行われております。野川、仙川、それから丸子川など、多摩川以外の河川等でございますけれども、学校近隣の河川の氾濫を想定した訓練では、当該学校の施設状況や立地などを前提に、例えばですが、砧南小学校では校舎の三階まで、二子玉川小学校では屋上まで、子どもたちが円滑に避難する訓練を行っております。

こうした防災教育や防災訓練を毎月行うことで、子どもたちは自然と自分の身は自分で守るすべを学びます。さらに、訓練を身につけた子どもたちが家庭、地域に戻って、自分が学んだことを話したり、実践したりすることで、地域の防災力も徐々に高まるものと期待しております。今後とも、学校とともにさまざまな工夫を重ねまして、地域に根差した防災教育、防災訓練を行ってまいります。

◆福田妙美 委員 災害は本当にいつ来るかわかりません。今の御答弁で伺っていきますと、学校内での動きをもちろん訓練としては入れていらっしゃるんだろうなと思いますが、やはり河川ということを考えていきますと、地域の中にどう流れていて、どこが危険なのか、そういったことをしっかりと学んでいながら、自分の身を守ることを学ばせていくことが大切かと思えます。

有名ですけれども、三・一一のときの釜石の奇跡というのがやはり防災教育の大切さが証明されましたが、誰もが心に残った釜石の奇跡、片田教授の防災教育の重要性がクローズアップをされましたが、鬼怒川の決壊から常総市では、全小学校でことしの九月、防災訓練で教育委員会よりお願いをして、必ず水害対策を入れることと、もう一つは、大学と連携したクロスロードゲームというゲームを入れていくことというこの二つをお願いして防災訓練を行ったそうです。常総市もまさかの河川氾濫に、これからは命を守るための教育を確実に進めていかなくてはならないということから行ったそうです。

また、先ほど三・一一の釜石の奇跡をお話しいたしましたが、実はこの奇跡にはもう一つ、ほかの人たちが貢献をしていたということがわかりました。実はこの防災教育を高校生が行っていました。幼い子どもたちの命を守ったドラマは、もう一つ、ぼうさい甲子園というところにあります。全国の小学校から大学までの防災教育の活動を競い合う大会ですが、連続で受賞した宮城県の宮古工業高校生です。この高校生たちは、自分たちの特殊な技能を使って地形を正確に復元した模型で津波を発生させて、そして自分の町が津波でどのようにリアルタイムに被害を受けていくのかというのがわかるように子どもたちに伝



えています。どの方向に、どのタイミングで逃げれば命を守れるのか、リアリティーを持って、かつ小学生にもわかりやすく伝えることで理解をした。それが行動につながったそうです。

この高校生たちは、地域の小学校の津波への緊急避難場所となる場所も、歩きながら一つ一つ確認をしながら、この津波の特徴だけではなく、どこにどう逃げたらいいのかという具体的なことまで提案もしていたそうです。この彼らが三・一一以前から行っていた防災教育を受けた小学生には、実は被害者が一人もいなかったということです。地震後の避難行動を身につける防災教育が子どもの命を守ったのです。

こういった大学の連携、また高校の連携とか、さまざまな連携によって今現在防災教育が行われ、特に水害というまた新たな視点での、また地域の特徴に合わせた訓練を行っている地域があります。自然のすばらしさと感謝の気持ちの増長ももちろんですが、自然の変化に対応する避難行動で命を守ることが重要です。学校現場で浸水被害への防災教育を取り入れ、そしてまた、その中でもなおリアリティーがあり、わかりやすく伝えていくためにも、地域の高校生、大学生などとも連携して、水害への防災教育を検討していくことが大切と考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎浅野 教育総務課長 お話しいただきましたように、宮城県の宮古工業高校の事例ですが、やはり工業高校で学ぶ高校生ということから、実証的、実践的で、受賞されるにすばらしい活動だと思っております。

学校では、地域の方々のお話を伺ったりする機会を捉えまして、自然の持つ魅力や脅威の両面を子どもたちに伝えるとともに、その脅威に先人がどう対処してきたかなど、子どもたちにより実感してもらえよう、努めているところでございます。

また、学校では、学校施設状況とか立地を考慮して、地域に根差した防災教育を行っておりますが、お話にございましたように、地元の高校や大学と連携した地域に根差した防災教育は、子どもたちが身近に感じる分、その教育効果は高いものと考えます。また、この防災教育が地域とともに子どもたちを育てる教育の推進に役立ち、さらに地域住民の防災力の向上へとつながることとなれば大変有意義なことであると考えております。

今後どのような連携が可能であるか研究してまいりますとともに、お話し事例も参考にしまして、防災教育の進化を図ってまいりたいと考えております。

インターネット犯罪から子どもを守るための情報モラルの啓発強化について

◆福田妙美 委員 では、続きまして、情報モラル教育について伺ってまいりたいと思います。

インターネット利用者数は全世界で二十五億人以上、日本国内でも九千万人以上と多くの人が利用しております。インターネットに接続ができる機器には、パソコン、携帯電話、



スマートフォンなどがあり、最近では中学生の携帯型音楽プレーヤーでのインターネット利用や小学生では携帯型ゲーム機からのインターネット利用もふえているという実態があります。私が子どものころとは全く違うこの社会環境です。今の子どもたちは、鉛筆、ノートを使うのと同じように I C T を使えなければならないし、対面でのコミュニケーションと同じぐらいネット上でのコミュニケーション能力が必要で、かつ情報活用能力が生きていく上で基本的な能力とさえなっております。

文部科学省は、二〇二〇年代に向けた教育の情報化に関する懇談会での議論をもとに、教育の情報化加速化プランを策定いたしました。本年七月二十九日にそれが公表され、全ての学習の基盤となる力として、言語能力の次に情報活用能力というのが挙げられています。教育現場での情報化の加速に伴い、情報モラルの醸成とネット犯罪から子どもを守る対策がますます重要になっております。インターネットトラブルは、スマホやゲームの長時間利用による寝不足や依存などの健康の被害や、また SNS を通じてのいじめ、個人情報流出や犯罪被害というのが主に挙げられます。

ことしの夏、文教常任委員会で視察に伺った岐阜市では、具体的な内容を盛り込み、ネット上の自身の書き込みが後に与える影響をリアルに伝えておりました。また、サイバーパトロールで未然に被害を防いでおります。区は、現在ではネットパトロールをやめて東京都のネットパトロールだけに集約をしたということですが、区が現在実施している児童生徒への情報モラル教育として、ネットリテラシー醸成講座を実施しておりますが、どのように実施をしているのでしょうか。また、その成果と課題もお聞かせください。

◎齋藤 教育指導課長 これからの社会を生き抜く子どもたちが、インターネットを効果的に活用したり、適切に他者とかかわるというような力を育成することは大変重要であると認識しております。そのため、教育委員会では、平成二十五年度よりネットメディアの最新情報に詳しい専門家の講師によるネットリテラシー醸成講座を中学一年生を対象に開始いたし、また、二十七年度からは小学校六年生、小学校保護者を対象というふうに拡大をしてきております。

この講座は、小中学校ともに一単位時間の中で、小学校では、ルールを守ることの重要性やインターネット特性、トラブル、個人情報の重要性など、また中学校では、インターネットだけでなく、SNSなどのコミュニケーションツールの利点やトラブルなどを活用する際に必要な情報モラルについても身につける内容として教えてございます。また、区立中学校の代表者による生徒会サミットが主催した十四歳の成人式では、昨年度、中学生自身がネット社会とのかかわり方について考えや意見を交換し、インターネットの使い方を四つの提言としてまとめ、参観者である中学校一年生に発表しておりました。

今年度から教育委員会が作成したリーフレット、「インターネットトラブルから子どもを守るために」の活用をこのネットリテラシー醸成講座の中の内容に含めて、インターネット利用に関する学校ルールや家庭ルールを守る大切さについても指導しております。課

題といたしましては、子どもたちがより身近に感じる最新の事例などを常に取り入れて、講座の内容を充実させることや保護者の意識啓発をしていくことが挙げられます。

◆福田妙美 委員 今回の御答弁にもありましたけれども、保護者の意識を高めることというふうにありましたが、実際、学校現場では、保護者向けの講座を開いても、皆様もお忙しくなかなか人数が集まらず、悩んでいるということのお声も届いています。この点について少し触れていきたいと思いますが、学校で児童生徒に実施する醸成講座では、SNSでの発信、書き込みへの注意を促し、いじめ防止、個人情報流出を避けるための学びの場となっております。しかし、ネット犯罪や個人情報の流出防止には、実は保護者の協力の視点が大変重要と言われております。

警察庁によりますと、去年一年間でインターネットの交流サイトを利用して犯罪被害に遭った十八歳未満の子どもの数は前年よりふえており、千六百五十二人に上り、統計をとり始めた二〇〇八年以降最多となっております。総務省などでは、この運営をするマルチメディア振興センターで子どもたちがネット犯罪に巻き込まれないようにという啓蒙ビデオも作成されていますが、そのビデオの中では、小学生の女の子が母親から譲り受けたフィルタリングがかかっていないスマートフォンで好きな音楽グループのファンが集まるサイトにアクセス、接触した同世代と名乗る女の子は、何と中年の男性で、危険な目に遭ってしまうというストーリーです。

こういった二〇一五年の内閣府の調査では、十八歳未満のスマートフォンのフィルタリングの利用率は四五・二%と半数にも満たない状況で、被害に遭った子どもの約九五%がフィルタリングをかけていなかったということになっております。二〇〇九年四月に施行された青少年インターネット環境整備法では、十八歳未満の子どもがスマートフォンを購入する際、携帯電話会社にフィルタリングの提供を義務づけましたが、利用の最終的判断は保護者に委ねられるということで、実際にはこのフィルタリングの利用率が半数に満たないという状況になっております。

ことしの文教常任委員会でも報告がありました情報モラルを啓発するリーフレットですが、このリーフレットは児童に配付し、家庭に持ち帰って、家庭と学校と児童と生徒が情報共有するものになっております。インターネットの使用のルールを決めることを主としていますので、ほかの事項が少し文字に埋もれてしまって、大切なフィルタリングなどのことも注意として見落としそな状況にはなっております。また、ネットの進歩が大変早いので、現実にあった情報に切りかえながら、児童生徒にも伝わりやすく、また忙しい保護者にも協力を得られる発信力あるリーフレットで、犯罪から子どもを守る実効性あるものとしてほしいです。

教育委員会がこの作成をしたリーフレットですけれども、このリーフレットを作成するに当たり、どのような調査をされ、そして現在どのように活用されているのか、また課題等についてもお聞かせください。



◎齋藤 教育指導課長 本区で作成いたしましたリーフレットは、今年度から小学校五・六年生、中学校全生徒に配付しているものです。各学校では、リーフレットをもとに情報モラルについて指導をしたり、話し合ったりして、インターネット利用に関する学校ルールをつくとともに、その取り組みを各家庭に伝えて、家庭でのルールづくりに向けた啓発を進めてまいりました。

学校ルールの策定については、例えば各学級で話し合い、出された意見を児童会、生徒会などで集約して決めたという学校や、児童生徒の発達段階に応じて学年ルールとして決めた学校などもございます。学校ルールをつくったことによって、子どもたちが主体となってルールを決めるということで、自分たちが決めたことだから守ろうというような意識が高まったというふうに聞いております。

また、リーフレットには、児童生徒の実態や子どもに及ぼす影響、先ほどありましたフィルタリングなど、保護者に守っていただきたい内容などについて、相談窓口などについても掲載しております。子どもたちが自宅に持ち帰った際に親子で確認して、あるいは保護者会や学校運営委員会などを通して保護者への啓発に役立つようにというふうに計画しております。家庭で決めたルールとしては、例えば食事中や家族との会話中は使わないとか、使用する場所を決めるなどの実態に応じたものをつくっているところでございます。

また、リーフレットの作成に当たっては、先ほどお伝えしたネットリテラシー醸成講座の実施後に、アンケート、インターネットを使用する機器とか、使用する時間、SNSの利用状況などについてアンケートをとりまして、そうした本区の実態調査を踏まえたほか、東京都教育委員会が小学校一年生から高校生までを対象に調査した内容、あるいは文部科学省が全国学力調査の中で関連質問している内容などを参考に作成いたしました。今回は学校ルールを作成するという発達段階を考えまして、配付する対象は小学校高学年以上としたところでございます。また、作成に当たっては、小中学校の校長会や警察、児童相談所、人権擁護委員、区長部局で構成される世田谷区いじめ防止等対策連絡会や世田谷区のPTAの代表の方々にも御意見を伺いながら、進めたところでございます。課題としては、今御指摘がありましたように、子どもの携帯電話の活用に向けて保護者の意識をどう高めていくかということについて、また工夫する必要があるかと考えております。

◆福田妙美 委員 今、御答弁にもありましたが、小学校三年生からの利用が非常に多くなっていて、小学校一年生からも一〇%のお子さんが利用をしているという状況が背景にはあるということですが、岐阜県では小一から高校生までの調査をした結果で、自分の携帯の所持が小三から三割ということで、特に通信型のゲーム機や携帯音楽プレーヤーの所持に関しては、小一からもう六割を超えているというふうな結果が出ております。この結果を踏まえて、岐阜県の結果ですけれども、それに合わせて今度岐阜市では、小一からやはり我が家のルールをつくっていかなくてはいけないのではないかということで、このリ



リーフレットを配付して、子どもたちの環境の整備をしているということです。

区として、先ほども課題に挙げてはありましたが、家庭への協力部分も含めて、伝える学年も検討していくべきです。講座を実施している学年以外の状況も把握し、適切な対応が必要と考えます。例えば入学した時点から保護者にはリーフレットをお渡ししてお伝えするなど、子どもの環境を守っていく必要性を伝えていく、そういったことが重要かと考えます。区の見解をお聞かせください。

◎齋藤 教育指導課長 今、委員御指摘のとおり、インターネットトラブルを未然に防ぐために、保護者の理解、啓発をどのようにしていくかということが重要であると認識しております。先ほどお伝えした東京都教育委員会のインターネット利用状況調査によれば、使用年齢も徐々に低年齢化しておって、東京都の場合には、初めてインターネットを使用したという時期としては、本人と保護者のいずれの回答も小学校三年生がやはり一番多いという結果でございました。また、オンラインゲームやSNSを初めて利用したという時期は小学校入学前というものが五・九%、小学校一年生ごろからというのが八・七%というような結果となっております。

こうした状況も踏まえながら、リーフレットにつきましては、毎年最新の調査結果等に更新していくとともに、この講座の成果や課題、今後の情報機器、社会情勢の変化などにも注視して、内容、配付学年等、さまざま工夫、改善していく予定でございます。また、PTAの家庭教育学級においてSNSを取り上げて啓発を図っている学校もございますので、子どもの犯罪防止を目的としたセーフティー教室ですとか、さまざまそういったものも活用しながら、教育委員会といたしましては、子どもたちがインターネットを安全に利用する力を身につけることができるように、さまざまな取り組みを今後も進めてまいります。

◆福田妙美 委員 では、よろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わり、諸星委員にかわります。